

工事請負契約等に係る入札参加停止

贈賄等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号（贈賄）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	森松工業株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 松久 晃基	
本店所在地	岐阜県本巣市見延 1430-8	

3 入札参加停止の理由

森松工業株式会社の役員等3名は、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事で便宜を受ける見返りに赤穂市職員に現金を渡したとして、令和3年1月23日、贈賄の疑いで兵庫県警に逮捕された。

4 停止期間の始期及び終期

令和3年2月16日から令和3年3月15日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号

措置要件	措置期間
次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	1か月以上3か月以内